

かほく市事業者用太陽光発電設備等重点対策加速化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、予算の範囲内において太陽光発電設備及び蓄電池（以下「太陽光発電設備等」という。）の設置を集中的に推進することにより、エネルギー自給率及び使用効率の向上を図り、もって地球温暖化を防止するため、太陽光発電設備等を設置する者に対する補助金の交付に関し、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）及びかほく市補助金交付規則（平成16年かほく市規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、国交付要綱及び国実施要領において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 需要家 当該補助金の交付の対象となる太陽光発電設備等（以下「補助対象設備」という。）から発電された電気を使用する民間事業者をいう。
- (2) 自己所有 需要家が補助対象設備を買い取り、その所有者となることをいう。
- (3) P P A 需要家の事業所等に需要家以外の民間事業者が太陽光発電設備を当該民間事業者の費用により設置するものであって、当該太陽光発電設備から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式をいう。
- (4) リース 需要家が賃借人であり、賃貸人が当該需要家の事業所等に太陽光発電設備を当該賃貸人の費用により設置するものであって、当該需要家の電力使用量にかかわらず、契約期間における支払総額が定まっており、契約内容がファイナンスリース(契約期間中の契約総額が定まっており、使用者が太陽光発電設備の取得価格及び諸経費のおおむね全額をリース料として支払う契約をいう。)による賃貸借契約をいう。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、補助対象者、補助対象事業及び補助金の額は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

2 補助金の交付を受けることができる者（P P A及びリースの場合は、当該事業における需要家を含む。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１） 市税を滞納していないこと。

（２） 当該補助対象設備の設置に関し、国又は石川県の他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けていないこと。

（補助対象経費）

第４条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象事業に係る経費のうち、国実施要領別表第１に定めるものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

（補助金の交付申請）

第５条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備の設置に着手する前に、かほく市事業者用太陽光発電設備等重点加速化事業補助金交付申請書（様式第１号）に、別表第３に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請に係る受付期間は、毎年度、市長が別に定める。

3 第１項の規定による申請に係る受付は、先着順に行うものとし、予算の範囲を超えたときは、受付を停止する。ただし、予算の範囲を超えることとなった日の受付については、抽選を行い、受付の順番を決定するものとする。

（交付の決定）

第６条 市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、かほく市事業者用太陽光発電設備等重点対策加速化事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更申請）

第７条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、かほく市事業者用太陽光発電設備等重点対策加速化事業補助金変更・中止・廃止承認申請書（様式第３号）に、別表第４に掲げる書類を添えて、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

（１） 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（２） 補助対象経費の額を変更しようとするとき。

(3) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認して補助金の交付の決定を変更し、又は取り消すことができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の内容を変更したときは、かほく市事業者用太陽光発電設備等重点対策加速化事業補助金変更・中止・廃止承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 この補助金の交付の決定に付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知の定めによるほか、国交付要綱及び国実施要領の定めるところによること。

(2) 補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(3) 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(4) 前号の取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とすること。

(5) 補助対象事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助対象事業者に納付させることができること。

(6) 需要家が次の全てに該当する者であること。

ア 本市との間に災害時における支援等に関する協定を締結している者であること。

（需要家のグループ企業が協定を締結している場合を含む。）（当該年度中に協定を締結する予定である場合を含む。）

イ ゼロカーボンシティかほく推進パートナーとして登録されている者であること。

（需要家のグループ企業が登録されている場合を含む。）（当該年度中に登録申請する予定である場合を含む。）

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により当該交付決定を受けたとき。

（2） この告示の規定に違反したとき。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了の日から起算して15日を経過した日又は補助対象事業の実施年度の1月31日（31日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、直前の開庁日）のいずれか早い日までに、かほく市事業者用太陽光発電設備等重点対策加速化事業補助金実績報告書（様式第5号）に、別表第5に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定し、かほく市事業者用太陽光発電設備等重点対策加速化事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の額の再確定）

第12条 補助事業者は、前条の規定による補助金確定通知書の受領後において、補助金に関して、違約金、返還金その他交付金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を前条に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、前条に準じて改めて補助金の額の再確定を行うものとする。

（補助金の請求）

第13条 第11条の規定による通知を受けた申請者は、かほく市事業者用太陽光発電設備等重点対策加速化事業補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(協力等)

第14条 市長は、補助事業者及び需要家に対し、次に掲げる協力等を求めることができる。

(1) 補助対象事業の使用状況等に関するデータの提供

(2) 第8条第6号アに規定する災害時における支援等に関する協定に基づく、災害時の支援等の要請

(3) その他本市の地球温暖化対策事業に係る協力

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 太陽光発電設備（第3条関係）

補助対象者	補助対象者は、次に掲げるいずれかの者とする。 (1) 市内に本社又は事業所を有する需要家（個人事業主にあつては、市内に住所を有する者）で、事業所等に自己所有の太陽光発電設備を設置する者（P P A及びリースによるものを除く。） (2) 市内に本社又は事業所を有する需要家（個人事業主にあつては、市内に住所を有する者）の事業所等に、P P A又はリースにより太陽光発電設備を設置する者
補助対象事業	自家消費型の太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであり、中古設備ではないこと。 (2) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業によ

	り取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。 (3) 国実施要領別紙2の2ア(ア)に定める交付要件を満たすこと。ただし、ソーラーカーポート及び建材一体型太陽光発電設備については、補助の対象としない。 (4) 市内に設置されるものであること。 (5) 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器であって自家消費率が分かるものが設置されていること。 (6) 設置に関して、法令、条例等に適合していること。
補助金の額等	当該補助金の交付の対象となる太陽光発電設備を構成する太陽電池モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値(単位はkWとし、小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた値をいう。)に1kW当たり50,000円を乗じて得た額(その額が10,000,000円を超えるときは、10,000,000円) この場合において、補助金の交付は、一の需要家につき当該年度1回を限度とする。

別表第2 蓄電池(第3条関係)

補助対象者	市内に本社又は事業所を有する需要家(個人事業主にあつては、市内に住所を有する者)で、事業所等に自己所有の蓄電池を設置する者(PPA及びリースによるものを除く。)
補助対象事業	補助金の交付の対象となる太陽光発電設備のうち、自己所有によるものの附帯設備であつて、定置用蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであり、中古設備ではないこと。 (2) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。

	(3) 国実施要領別紙2の2ア(イ)に定める交付要件を満たすこと。ただし、再エネ一体型屋外照明用蓄電池については、補助の対象としない。 (4) 市内に設置されるものであること。 (5) 設置に関して、法令、条例等に適合していること。
補助金の額等	補助対象蓄電池の価格（工事費込み、税抜き）の3分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、その額が2,000,000円を超えるときは、2,000,000円とする。） ただし、価格を蓄電容量で除した額の3分の1の額が40,000円を超えるときは、40,000円に蓄電池容量を乗じた額を蓄電池の価格の3分の1の額とみなす。

別表第3 交付申請書添付書類（第5条関係）

① 補助事業計画書
② 補助事業に要する経費の配分、収支予算書
③ 誓約書 ※チェックリストを添付すること。 (PPA・リースの場合、需要家及び申請者双方のもの)
④ 市税滞納調査同意書 (PPA・リースの場合、需要家及び申請者双方のもの)
⑤ 補助対象設備の見積書及び見積内訳書の写し (蓄電池を申請する場合は、採用する見積書が一般の競争に付したことが分かる書類その他必要書類を添付)
⑥ 設置する事業所の周辺地図及び補助対象設備の配置図
⑦ 補助事業の実施に係る承諾書 (申請者と補助対象設備を設置する土地・建物の所有者が異なる場合のみ)
⑧ 設置する土地・建物の全部事項証明書
⑨ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書） (3か月以内のもの) (PPA・リースの場合、需要家及び申請者双方のもの)

(個人事業主の場合は、本人確認書類（住民票の写し、免許証のコピー等）及び営業許可証や税務署受付日が確認できる確定申告書の写し等）
⑩ 補助対象設備の設備容量・仕様が分かるもの (⑤など、他の書類をもって代えられる場合は、提出不要)
⑪ ①補助事業計画書における電力の消費計画に係る算出根拠資料
⑫ その他市が必要と認める書類

別表第 4 変更申請書添付書類（第 7 条関係）

① 変更、中止又は廃止の事由が分かる書類
② その他市が必要と認める書類

別表第 5 実績報告書添付書類（第 10 条関係）

① 補助事業に要した経費の配分、収支報告書
② 補助事業実績報告書・個票
③ 施行前後の写真（施行後の写真については、以下を必ず添付すること。） ア 設置した設備の全景写真（太陽光パネルの設置状況並びにパワーコンディショナー及び蓄電池の設置台数が分かる写真） イ 設置した設備の型式が確認できる写真（パワーコンディショナー及び蓄電池の型式が分かる写真（全台分））
④ 補助対象設備の設置に係る領収書等の写し
⑤ PPA・リース事業の契約書の写し（PPA・リース契約による場合のみ）
⑥ 補助対象設備の確定仕様が分かるもの
⑦ 補助対象設備の完成配置図
⑧ 系統連系開始日が確認できる書類及び売電先との電力受給が確認できる書類 (売電がある場合のみ)
⑨ その他市が必要と認める書類